

総社市障害者医療費給付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第10号

総社市障害者医療費給付条例の一部を改正する条例

総社市障害者医療費給付条例（平成17年総社市条例第147号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 1及び2 略 <u>3 令和8年7月1日から同月31日までの間における第3条第2項第2号の規定については、国民年金法施行令等の一部を改正する政令（令和7年政令第355号）附則第7条中「令和8年8月」とあるのは「令和8年7月」と、「同年7月」とあるのは「同年6月」と読み替えて適用するものとする。</u></p>	<p>附 則 1及び2 略</p>

附 則  
この条例は、令和8年4月1日から施行する。